

3 勤務時間内組合活動の状況（職務免除許可件数、時間、場所、主な交渉内容、公開／非公開の別）、労働組合への便宜供与の状況（組合別に）

(1) 交渉許可件数等(平成 24 年度)

職務専念義務免除許可件数(延べ人数)	1,028 人
時間	1,700 時間 10 分
主な交渉内容	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間や休暇に関するもの ・給与に関するもの ・職場環境改善に関するもの ・業務改善に関するもの ・健康管理に関するもの
主な交渉場所	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所本庁舎会議室 ・下水道庁舎会議室 ・交通局本局会議室 ・水道局本局庁舎会議室 ・市立札幌病院会議室
公開/非公開の別	本市において公開という取扱いはしていない。

(2) 労働組合への便宜供与の状況

ア 組合事務室（平成 24 年度）

庁舎名	所在地	組合名	面積 (㎡)	使用料 ※ (円・年額)	加算料 ※ (円・年額)
本庁舎	中央区北 1 条西 2 丁目	札幌市労働組合連合会	78.12	1,251,391	795,865
		自治労札幌市役所職員組合	192.98	3,108,989	1,951,414
		札幌市役所労働組合	78.30	1,301,422	882,178
中央区役所	中央区南 3 条西 11 丁目	自治労札幌市役所職員組合	22.00	406,801	103,420
北区役所	北区北 24 条西 6 丁目	自治労札幌市役所職員組合	27.00	527,496	108,333
東区役所	東区北 11 条東 7 丁目	自治労札幌市役所職員組合	17.49	542,026	63,133
白石区役所	白石区本郷通 3 丁目北	自治労札幌市役所職員組合	25.76	400,850	88,974
厚別区役所	厚別区厚別中央 1 条 5 丁目	自治労札幌市役所職員組合	30.06	687,271	101,702
豊平区役所	豊平区平岸 6 条 10 丁目	自治労札幌市役所職員組合	16.92	246,696	58,120
清田区役所	清田区平岡 1 条 1 丁目	自治労札幌市役所職員組合	26.80	719,903	88,176
南区役所	南区真駒内幸町 2 丁目	自治労札幌市役所職員組合	24.00	296,128	80,029
西区役所	西区琴似 2 条 7 丁目	自治労札幌市役所職員組合	27.28	328,042	139,382
手稲区役所	手稲区前田 1 条 11 丁目	自治労札幌市役所職員組合	28.90	646,558	83,577
下水道庁舎	豊平区豊平 6 条 3 丁目	自治労札幌市役所職員組合	44.30	1,148,753	163,799
発寒清掃工場	西区発寒 15 条 14 丁目	札幌市役所労働組合	40.57	836,746	39,012
交通局庁舎	厚別区大谷地東 2 丁目	札幌市交通労働組合	122.88	2,044,941	820,729

水道局本局庁舎	中央区大通東 11 丁目	全水道札幌水道労働組合	86.32	1,938,360	803,620
市立札幌病院	中央区北 11 条西 13 丁目	市立札幌病院職員労働組合	44.22	808,186	450,449

※ 使用料は、札幌市財産条例（昭和 39 年条例第 6 号）第 3 条第 3 項及び札幌市公有財産規則（昭和 39 年規則第 46 号）第 21 条第 1 項第 4 号の規定に基づき全額免除としている。加算料は、全額徴収している。

イ 組合費のチェックオフ

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 25 条第 2 項及び札幌市職員給与条例（昭和 26 年条例第 21 号）第 35 条の 2 第 6 号の規定に基づく職員からの申出又は労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 24 条第 1 項ただし書の規定に基づく労使協定により、職員の給与から組合費を控除し、各組合へ口座振込を行っている。

ウ 在籍専従休職者数（平成 26 年 2 月 1 日現在）

組合名	自治労札幌市 役所職員組合	札幌市役所 労働組合	札幌市交通 労働組合	全水道札幌 水道労働組合	市立札幌病院 職員労働組合
人数	4 名	2 名	2 名	1 名	2 名

※ 在籍専従休職者とは、地方公務員法第 55 条の 2 第 5 項又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 6 条第 5 項に規定する休職者をいい、休職期間中の給与は支給されない。

エ 組合休暇（平成 24 年度）

組合名	自治労札幌市 役所職員組合	札幌市役所 労働組合	札幌市交通 労働組合	全水道札幌 水道労働組合	市立札幌病院 職員労働組合
件数（述べ人数）	241 名	121 名	905 名	37 名	52 名
時間	1,333 時間 30 分	523 時間	2,061 時間 25 分	377 時間	298 時間 15 分

※ 組合休暇とは、札幌市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 26 年条例第 6 号）第 2 条第 3 号又は第 4 号ただし書の規定に基づく職員団体又は労働組合の業務に従事する場合の職務に専念する義務の免除をいい、勤務しない時間につき給与が減額されて支給される。